



交渉ダイジェスト

7月12日開催 東地申第63号

「首都圏本部における柔軟な働き方のさらなる実現」に関する説明申し入れ
(東京統括センター) 申し入れ内容は、QRコードから確認できます
👉 QRコードの商標は(株)デンソーウェブの登録商標です。

交渉のポイント



詳細は、後日発行の“TOKYO MAIL NEWS”をご参照下さい。

- ✓ 回答ならざる回答。→ 申59号で議論した基本的な考え方と同じである。
- ✓ これまで各職場で行っている業務は変わらない。新たな業務で決まっているものはない。自ら何が出来るかを現場で考えていく。
- ✓ 10月から大きく変わるわけではない。10月以降も現場で考えていく。
- ✓ 担務ごとの出面数を示す考えはない。現在は各箇所、担務で完結している働き方が統括センターになれば変わっていくことが考えられる。箇所全体で示すべきだと考えている。
- ✓ 乗務員の出面数は、複数の乗務担務が出来ることから示し方を検討中。
- ✓ 各営業統括センターの課題は活躍フィールドをさらに広げていくこと。致命的な課題はない。
- ✓ 丸の内運輸区が2025年3月に統括センターとなるのは発足から日が浅く、必要な準備期間を確保するため。
- ✓ 衛生管理者の選任など1000人を超える職場となるため、整える必要のある体制は検討中。
- ✓ 担務変更の考え方や基準はこれまでと変わるものではない。
- ✓ 管轄区分の見直しは「線区のまとまり」や「地域との連携の取りやすさ」を考えて行う。課題があったから変えるわけではない。管理駅をどこにするかは検討中。
- ✓ 担務の名称は検討中。
- ✓ 事務の体制に関しては検討中。
- ✓ 育児介護勤務者については、これまで通りコミュニケーションをとって運用していく。
- ✓ エリアユニットの業務は変わるものではない。人の配置は現場で検討していく。

「検討中」「具体的には現場で考えていく」と不誠実な回答に終始したため、

誠実交渉義務違反を通告して終了!

6月13日
「首都圏本部における柔軟な働き方のさらなる実現」に関する説明申し入れを行う!

<東地申第63号 東京統括センター 申し入れ内容>

1. 東京統括センター新設を行う目的と根拠を明らかにし、東京統括センターにおける具体的な業務内容を明らかにすること。
2. 各業務員箇所・各駅の担務毎に出面数を示す考えがあるのが明らかにすること。
3. 東京統括センター新設により、安全レベル及びサービス品質がどのように向上するのか具体的に明らかにすること。
4. 東京営業統括センター、新橋営業統括センター、御茶ノ水営業統括センターの成果と課題を明らかにすること。
5. 丸の内運輸区が2024年10月ではなく、2025年3月に統括センターとなる理由を明らかにすること。
6. 東京統括センターの指揮命令系統、職場の運営体制を明らかにすること。
7. 東京統括センター新設による担務変更の基準や考え方を明らかにすること。また、検討している教育内容と教育スケジュールを具体的に示すこと。
8. 神田、秋葉原、新日本橋、馬喰町の各駅を御茶ノ水営業統括センターから管轄区分を見直しする理由を明らかにすること。また、委託駅である秋葉原駅、新日本橋駅、馬喰町駅の管理駅はどこになるのかが明らかにすること。
9. 「駅拒務社員が車内改札を行うのか」や「駅の統括センターとの業務はあるのか」と不安な声が出されていることから、早急に関係する全社員への説明を行うこと。また、出された疑問点には丁寧に回答すること。
10. それぞれの職場の名称を明らかにすること。また、各職場の事務関係取扱いの考え方を明らかにすること。

1. 育児・介護勤務適用者、または希望者が東京統括センターの業務を行う際の考え方を明らかにするとともに、本人希望を尊重すること。
2. 「東京運輸区(一部修正)」については、東地申21号「上野東京ライン・湘南新宿ラインの乗務員基地再編「東京運輸区(仮称)」について」に関する申し入れ(その1)(2023.12.14 団体交渉)の議論経過を基にすること。
3. 現行の東京営業統括センターと新橋営業統括センターのエリアユニットの業務は統括センター化後、どのようになるのかが明らかにすること。

より良い施策とするため、地本は現場の仲間と共に団体交渉に臨みます!